

令和3年1月14日

関係者各位

株式会社近畿建物管理
代表取締役社長 丸杉 智之

緊急事態宣言に伴う弊社の対応について

この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴い緊急事態宣言が発令されましたが、期間中の弊社の対応方針につき、下記のとおり案内申し上げます。

弊社では、不動産管理を全うすることはもちろんですが、人命を最優先に考え、人と人の接触機会を最小限にいたします。その為、通常時よりも対応スピードが遅くなる場合や業務の一部を縮小させていただく可能性があります。皆様にはご不便をおかけすることもあるかもしれませんが、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

尚、今後の状況の変化等により、当社の対応の方針も変更となる可能性もありますが、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事務所の受付体制について

- ・時差出勤や交代制及び在宅勤務を実施いたしますが、営業日は通常どおりとなります。（日祝除く平日 9:15-17:30）
- ・月曜日から金曜日は出勤と在宅勤務を日ごとに交代とし、土曜日は全員在宅勤務となります。
- ・土曜日や営業時間外においては、電話の転送やコールセンターによる受付となります。回線状況により、繋がりにくい場合も予想されますが、ご理解のほどお願いいたします。

2. 建物の維持管理に関する業務について

- ・清掃等の有人業務やライフラインの維持に関する業務、または緊急性のある設備の修繕等につきましては、可能な限り通常どおりの対応となります。
- ・緊急性の無い業務については、人命を優先させ、基本的に緊急事態宣言解除後の対応となりますが、ご理解のほどお願いいたします。

3. 実施期間について

- ・1月18日（月）から関西圏の緊急事態宣言解除までとなります。

以上